

令和3年2月2日

## 新型コロナウイルス感染症に関する対応について（第6報）

一般社団法人日本非破壊検査工業会  
理事長 松村康人

令和2年1月7日に新型コロナウイルスの感染症緊急事態宣言をしたところですが、感染状況を分析・評価し、緊急事態措置を令和3年3月7日まで延長する措置をとりました。主な要請は、「不要・不急の外出自粛」、「催物（イベント等）の開催の制限」、「施設の使用制限」、「出勤者数の7割削減を目指す」としています。

当工業会においては、「緊急事態宣言」の期間延長をうけ、緊急事態措置を実施すべき期間、以下のとおりに対応します。皆様のご理解・ご協力をお願いいたします。

### 1. 当工業会の委員会等について

- (1) 開催予定の委員会等については、原則、オンライン会議又は書面審議とします。
- (2) 喫緊の重要な審議事項があり対面で会議を行う場合は、3項を順守します。

### 2. 講習会・試験について

講習会・資格試験等は、入学試験や他の資格試験に準じ、3密を避ける十分な感染防止対策をした上で予定通り実施します。

### 3. 感染防止対策

委員会等及び講習会・資格試験等の参加の際には、検温、マスクの着用、手洗い、うがい、咳エチケットの励行等の感染防止対策を行うこととします。

また、感染症が疑われる風邪の症状や発熱、強いだるさや息苦しさ、呼吸困難がある場合は、無理をせずに参加を中止してください。

### 4. その他

今後、政府等による新型コロナウイルス感染症の対策方針によって、上記が変更になる場合があります。その都度、当工業会のWEBサイトで公開しますので、ご確認ください。

以上